

令和5年第7回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和5年7月26日(水)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 林 幹字
委員 小野 聡子 委員 高田 彩
- 4 欠席委員 委員 樋渡 奈奈子
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 中野 裕夫
次長兼教育総務課長 麦嶋 潔
理事兼学校教育監 佐藤 英樹
文化財課長 武田 健市(秘密会時は退席)
参事兼教育総務課長補佐 我妻 朋学
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐藤 良彦
- 8 開会の時刻 午後5時45分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
(1) 議案第19号 令和6年度使用教科用図書の採択について
(2) 議案第20号 多賀城市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和5年第6回定例会及び第2回臨時会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会等の議事録について承認を求めますが、御異議ございませんでしょうか。高田委員。

高田委員

私の発言で、7ページの3行目なのですが、確かに私が発言したのですが、「若年層に向けた事業・・・」と年齢的な表現になっているところを「若者向けの」といった文言に直していただけたらと思います。

高校生以下の子ども達の事業が少ないように感じましたので、そのような表現になりましたが、生涯学習課長の回答部分も含めて修正していただけたらと思います。

教育長

それでは、その箇所の生涯学習課長とのやり取りをまとめた形で修正させていただきます。その他、何かありますでしょうか。小野委員

小野委員

改めて見て、6ページの樋渡委員の発言で「分かりました・・・」の段落なのですが、内容ではなく言葉を足したらと思ったものですから。2行目の「電話が通じない時に凄く精力的アンテナを建てて、・・・」となっているのが、「精力的にアンテナを建てて、」ということではないのかと思いました。

教育長

そうですね。「に」が入りますね。助詞を入れて訂正させていただきます。

小野委員

生涯学習課長の発言で、最後の行に「一つの事業者と取組んでいると状況でございます。」という箇所があるのですが、「取組んでいると状況で・・・」「取組んでいる状況」はどちらが正しいのでしょうか。「と」が余分だったかと思ったものですから。

教育長

「と」を削除でよろしいでしょうか。その部分を訂正させていただきます。そのほかございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、その他は異議がないものと認め、前回定例会等の議事録については、承認ということにさせていただきます。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、林委員、小野委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程第3 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく申し上げます。教育部長。

教育部長

それでは資料の1ページをお願いします。諸般の報告です。

令和5年第6回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

はじめに、教育総務課関係です。

7月4日、「仙台管内教育長会議」が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席し

ました。

7月14日、「令和5年度第2回仙台地区教科用図書採択協議会」が塩竈市壺番館で開催され、教育長が出席しました。同協議会での結果を踏まえて、本日の定例会に議案を提出しております。

7月18日、「二市三町教育長会議」が七ヶ浜町役場で開催され、教育長が出席しました。

7月19日、「多賀城八幡小学校開校40周年記念式典」が多賀城八幡小学校で開催され、教育長が出席しました。

令和5年度より、埋蔵文化財調査センター職員が講師となり多賀城を学ぶ歴史授業「多賀城学」を、7月11日に多賀城小学校、7月12日に多賀城八幡小学校、7月19日に城南小学校で開催しました。

市内の小中学校では、7月21日から8月22日までの夏休みに入っております。続いて、生涯学習課関係ですが、7月4日、「少年の主張 仙台地区大会」が第二中学校で開催されました。多賀城市を代表して高崎中学校の伊藤百花さんが出場し、優秀賞に選ばれました。9月28日に、利府町文化交流センター・リフノスで開催される「少年の主張 宮城県大会」に出場します。

7月9日、航空自衛隊航空中央音楽隊コンサートを文化センターの市民会館大ホールで開催し、881名が参加しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、2ページ中段から4ページにかけて記載の別表のとおりです。

続いて、文化財課関係ですが、7月5日、令和5年度全国史跡整備市町村協議会第1回役員会が東京都で開催され、市長及び文化財課長が出席しました。

7月5日及び6日、全国史跡整備市町村協議会東北地区協議会総会及び研修会が松島町で開催され、教育長が出席しました。

5月2日から開催しております資料展「地域の文化財－市川村・浮島村－」は、7月2日に閉幕し、616名の来場がありました。

6月24日、令和5年度資料展「地域の文化財－市川村・浮島村－」の関連企画として、地域住民によるギャラリートークを埋蔵文化財調査センター3階展示室で開催しました。詳細は別表のとおりです。

7月8日、イベント「「文香」－香りの文化にふれる－」を多賀城史遊館で開催し、31名が参加しました。

7月22日から令和5年度速報展「発掘された遺跡－よみがえる古の多賀城－」を9月10日まで埋蔵文化財調査センター3階展示室で開催しています。

4ページをお開き願いたいと思います。下段でございます。令和5年7月26日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑ございませんでしょうか。
(「質疑なし」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

日程第4 議 事

議案第19号 令和6年度使用教科用図書採択について

教育長

続いて、議事に入ります。はじめに議案第19号ですが、文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」において、次のように通知されていますので、朗読します。

「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。」とされております。

よって、本件につきましては、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。
それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

<文化財課長 退室>

【秘密会の会議録については、別途作成】

教育長

それでは、関係課長等に入室願います。

<文化財課長 入室>

議案第20号 多賀城市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長

次に、議案第20号「多賀城市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。内容につきましては、教育部長から説明をいたします。教育部長。

教育部長

それでは、7ページをお願いいたします。

議案第20号、「多賀城市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。この規則は、多賀城市民会館の管理運営、開館時間や休館日、施設使用の手続、使用料の減免、そして設備器具の使用料などを規定しているものです。

今回の改正は、多賀城市文化センター改修工事に関連しまして、不要となった設備器具及び新たに購入した設備器具があるものですから、これらに関して、規則の一部を改正するものです。13ページをお願いします。

これは、多賀城市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表です。

表の右側が「旧」、改正前の内容でございます。表の左側が「新」、改正後の内容となります。

改正箇所につきましては、14ページから25ページにかけて、下線が引かれている部分となります。

総じて、新たに1件の設備器具を追加し、改修工事に伴い不要となったもの、あるいは老朽化に伴い廃棄するもの、計15件の設備器具を削除する、規則から削るという改正内容となるものです。

なお、改正箇所が議案資料の複数ページにまたがっており、なかなか一元化して分かり難いと思いますので、本日お手元に、議案第20号関係資料という一覧表を机上にお配りさせていただきました。こちらをご覧いただきたいと思います。

このリストにある内容が、今回改正する設備となります。1、2とありますが、1に記載の映写設備器具として、大ホールに、据え付けのプロジェクターを1台設置する、これが新たに追加する設備器具として規則にのせるものでございます。

2に記載のものが、大ホール、小ホールそれぞれに設置してあるのですが、改修工事に伴って不要となった照明器具や、老朽化に伴い廃棄する備品です。あとは、時代の流れで使用されなくなったもの、例えば、DAT（デジタルオーディオテープ）というものがあって、今の時代どんどん進化して、現在はこのようなものを使う機会がないので、これらを自治体の仕様から取除いて、廃止するという改正を行うものです。

恐れ入ります。議案資料の12ページにお戻りください。

12ページ下段、附則でございまして、施行日を令和5年8月1日とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はございませんでしょうか。高田委員。

高田委員

2の削除する設備器具は、貸し出しはしないけれども、多賀城市で保管している古い資料等を再生するのに使用するのか。その辺はどうなのでしょう。

教育部長

これらは使用料を取ってまで対応することは考えていませんので、基本的に今回廃棄することになります。

教育長

よろしいですか。その他、質疑ございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第20号について、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

質疑がないものと認め、議案第20号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。教育部長

教育部長

先ほど、議事録の確認の際にも高田委員から御指摘があった件なのですが、前回の定例会の中で中高生向けの催事がどれくらいあるのか、という御質問をいただいております。

本日、お手元にA4判の会議資料として、「令和4年度社会教育事業数」に関する一覧を配らせていただきました。

令和4年度の社会教育の事業数合計は、左側から3番目の列の一番下にあるように426件ということで、400を超える事業数があります。これを我々の方で、いわゆるカテゴライズしておりまして、5分割しております。

①の家庭教育事業、これはいわゆる親子でもって対象とする事業。それから②地域交流型の事業。③は成人向けの事業、そして④高齢者向けの事業、それから⑤の青少年教育となります。御質問いただいた中高生向けの事業というのは、この青少年教育事業として、18歳未満を対象としたものの中で、特に中高生をターゲットとした事業ということで、まとめさせていただきました。

これで申し上げますと、事業数は一番右下になりますが、合計で8件となります。この内訳としましては、図書館が2件、総合体育館が6件となっています。

こちらは、直接的な対象者としてカウントしたものでございまして、間接的なもの、防災キャンプのように小学生を対象としているけれども、そこに中学生や高校生が、いわゆる小学生の活動を支援するという形で参加するようなものは、集計として盛り込んでいないということです。内々ミニマムの形で計上していることを御理解いただければと思います。

内容を申し上げますと、図書館で2とカウントしていますのは、例えばクリスマスの時にヤングアダルトコーナーにおいて、中高生向けのイベントで、いわゆる福袋形式で好きな図書をどんどん入れて持って行ってくださいという取組を行っています。総合体育館で行っている例ですと、今回の諸般の報告にも掲載させていただいたのですが、議案資料の4ページをご覧ください。4ページ、総合体育館の一番上の欄に社会体育事業「健康・スポーツ相談室」とあります。この事業などは、中学生以上を対象としています。こういった事業をカウントしています。

参考までに、御承知かと思いますが、この「健康・スポーツ相談室」の事業は、1回あたり3回コースとなっております。体組成計の検査、体脂肪率であったりとか、筋肉量などを測定して、それに基づいての栄養指導であったり、運動トレーニングをこうしたらいいですよとかのアドバイスを行ったりするというものです。以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の事業に関する説明でご質問はございませんでしょうか。高田委員。

高田委員

学校以外で、サードプレイスではないですが、そのようなものになるような事業が今後増えていけば良いのかなと思いました。

教育部長

ありがとうございます。貴重な御意見として今後の事業に参考とさせていただきます。

教育長

公民館の学習スペースというものもあるのですよね。

教育部長

あります。

教育長

そういう部分もあることはあるのですが、今後も増えていくと良いということですね。

高田委員

指定管理の情報が、多賀城市が発信する Line には載ってこないのですよね。既にそのような場があるのなら、市民に情報が届いていない可能性があると思うのです。そうすともったいないのかなと思ひまして、多賀城市全体の広報政策か何か分かりませんが、多賀城市の施設でありますので情報を盛り込まれると、市民の参加率が上がるのかなと思ひました。

教育部長

ありがとうございます。

教育長

その他、この資料についてということで質疑等ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和5年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後6時10分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐藤 良彦

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和5年8月30日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印